

さ情審査答申第165号  
平成31年1月15日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 池 上 純 一

### 答 申 書

平成28年8月30日付けで貴職から受けた、「南部都市・公園管理事務所管理課の平成28年度への予算の繰り越しのわかるもの」（以下「本件対象行政情報」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

平成28年4月28日付け都南管第187号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分に対する審査請求は、審査請求の利益がない請求と認められる。

よって、本件審査請求は却下されるべきである。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分の取消しを求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。  
誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効

工事請負変更契約書を特定したが、予算の繰越しに関する文書を請求したはずである。よって、再度特定し開示せよ。

さいたま市事務専決規程及びさいたま市文書管理規則により南部都市・公園管理事務所管理課長による決裁文書があるはずなので開示せよ。

#### 第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 審査請求人が開示請求を行った「南部都市・公園管理事務所管理課の平成28年度への予算の繰り越しのわかるもの」について、南部都市・公園管理事務所管理課（以下「管理課」という。）が作成・保管している文書の中から特定した文書「見沼自然公園木道改修工事（H27）の建設工事請負変更契約書」（以下「変更契約書」という。）を開示したものである。

当該変更契約書は、当初3月25日までの履行期限を5月31日に変更しているため、年度をまたがっている契約書である。それが確認できれば、この工事は予算の繰り越しをしたということがわかる。

(2) 管理課の予算は、都市局都市計画部都市計画課、都市公園課及びみどり推進課（以下「都市計画課等」という。）からの再配当により執行している。予算の繰り越しについては、平成27年11月4日付け財政局長依頼通知「平成27年度歳入歳出決算見込調書の提出について」により、都市計画課等より電子メール等で照会を受け、管理課が、請負業者の進捗等を精査しながら課内で調整・確認を行い、その際、課長とは口頭で協議し、その結果を都市計画課等と管理課で共有しているパソコンのサーバーに入力する形で回答し、その後都市計画課等において起案・決裁している。

(3) 管理課の平成28年度予算への繰り越し案件としては、都市公園課から再配当された工事2件を回答、都市公園課において起案・決裁を行い、別途平成27年度2月議会予算議案として起案・決裁を行ったものである。その決裁の中で管理課は合議し、最終意思決定を行っている。

なお、当初予定していた繰り越し案件2件のうち1件については、平成27年度において完了したため、実際に繰り越した案件は1件で見沼自然公園木道改修工事（H27）のみであった。

(4) なお、繰り越しの手続きに必要な、繰り越しに関する調書を作成する都市公園課が起案した決裁文書には、管理課長が合議として押印しているため、本件行政情報開示の際に、審査請求人に対し、参考資料として都市公園課にて起案・決裁を行った文書の写しを提示している。

(5) 審査請求書によると、審査請求の趣旨として「本件決定処分を取り消せ」とあり、その理由として「誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効」、「工事請負変更契約書を特定したが、予算の繰り越しに関する文書を請求したはずです。よって、再度特定し開示せよ」とある。また、本行政情報開示の実施の際には、管理課長の決裁文書があるはずであり、文書特定の瑕疵であると主張している。

本開示請求書では「南部都市・公園管理事務所管理課の平成28年度

への予算の繰り越しのわかるもの」とあることから、管理課において保有する文書を特定し「見沼自然公園木道改修工事（H27）の建設工事請負変更契約書」を開示したものである。繰越しに係る決裁文書としては、開示した文書の他に、都市公園課においては起案・決裁を行った文書が存在するものの、審査請求人の主張する管理課長の決裁文書は存在しない。

以上のことから、文書特定に瑕疵はないものと考えており、既に決定したとおりに当該行政情報を開示しており、決定処分を取り消しする理由がない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件審査請求について

本件対象行政情報は、審査請求人が平成28年4月15日に開示請求を行った「南部都市・公園管理事務所管理課の平成28年度への予算繰り越しのわかるもの」である。

実施機関は、本件開示請求に対し、平成28年度に予算が繰り越されることとなった工事の建設工事請負変更契約書を特定し、開示決定を行ったところ、審査請求人は、工事請負変更契約書が特定されたが、予算の繰越しに関する文書を請求したはずであるから、文書の特定に瑕疵があると主張し、処分の取消しを求め、さらに、管理課長による決裁文書の開示を求めて本件審査請求を行ったものである。

##### 2 本件処分の当否について

(1) 実施機関は、本件対象行政情報として変更契約書を特定したことに関して次のように陳述している。

変更契約書は、3月25日までの履行期限を5月31日に変更しているもので、年度をまたがっている契約書であり、それが確認できればこの工事は予算の繰越しをしたということがわかる行政情報であると解釈をして特定した。

(2) 当審査会において、開示された文書を確認したところ、実施機関が特定した変更契約書には、変更事項として、(1)原履行期限 平成28年3月25日 (2)変更履行期限 平成28年5月31日と記載されており、平成27年度中すなわち平成28年3月31日までには工事が完了しないことが判るものであった。そして、通常、工事請負代金は、工事目的物が完成し、発注者に引き渡された後に支払われるものであるから、予算が繰り越されたことが容易に推認できるものである。また、実施機関は、管理課にはこの他に予算の繰越しに関する情報はないと主張している。

審査請求人は文書特定の瑕疵を主張しているが、上記のとおり開示された文書は、開示請求書の開示請求に係る行政情報の名称の欄に記載されている「南部都市・公園管理事務所管理課の平成28年度への予算繰り越しのわかるもの」であると認められることから、文書の特定に瑕疵はなく、他の文書の存在を窺わせる具体的な事情も確認できなかった。

(3) そして、実施機関は審査請求人の請求に対して、保有する本件対象行政情報を全部開示しているため、本件審査請求は、審査請求の利益がない申立てである。すなわち、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に規定する「行政庁の処分に不服がある者」に該当せず、不服申立ての適格を欠く者の行った不適法な申立てであるため却下されるべきである。

4 以上の次第であるから、本件審査請求は審査請求の利益を欠く申立てと認められるので、当審査会は前記第1のとおり答申するものである。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成28年 8月30日	諮問の受理（諮問第430号）
②	平成30年 7月19日	審議
③	同 年 11月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	同 年 12月20日	審議

## さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)